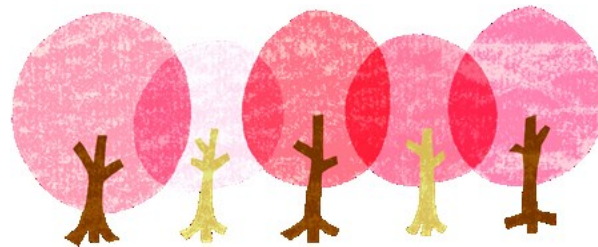


柏崎市男女共同参画基本計画推進状況報告書

平成28年度実績・平成29年度計画



<平成29年7月10日 男女共同参画審議会資料>

目 次

| | | | |
|-------|-------------------|-------|----|
| 基本目標Ⅰ | 男女共同参画への理解の促進 | | 2 |
| 基本目標Ⅱ | 男女が共に働きやすい環境の整備 | | 8 |
| 基本目標Ⅲ | あらゆる分野での男女共同参画の推進 | | 15 |
| 基本目標Ⅳ | 男女の心とからだを守る環境づくり | | 19 |

【平成28年度の評価】

<以下の5段階で評価を行う>

- A：大いに効果があった（貢献した）
- B：効果があった（貢献した）
- C：あまり効果がなかった（あまり貢献できなかった）
- D：事業を実施しなかった
- E：実施事業がない

計画の体系

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 |
|-----------------------|---|--|
| I 男女共同参画への理解の促進 | 1 男女共同参画の意識づくり 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 2 地域社会における制度・慣行の見直しと意識改革 3 男女共同参画を推進する団体への活動支援 4 男女平等の視点に立った教育の推進 5 家庭・地域における学習機会の充実 |
| II 男女が共に働きやすい環境の整備 | 3 働く場での男女平等の推進 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 6 雇用や就労における男女平等の推進 7 自立のための就職・再就職の支援 8 農林水産業における男女共同参画の推進 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 10 子育て支援体制の整備・充実 11 介護支援体制の整備・充実 |
| III あらゆる分野での男女共同参画の推進 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 6 地域活動等における男女共同参画の推進 | 12 政策・方針決定過程への女性の参画推進 13 女性管理職等への積極的登用とその東洋に向けた意識啓発の推進 14 地域活動における男女共同参画の推進 15 防災分野における男女共同参画の推進 |
| IV 男女の心とからだを守る環境づくり | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 （柏崎市DV防止基本計画） 8 男女の性の尊重と健康支援 9 困難を抱える人への自立支援 | 16 DVを許さない社会づくりの推進 17 安心して相談できる体制の整備 18 安全な保護体制の整備 19 被害者の自立支援の充実 20 生涯を通じた男女の性への理解の推進 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 22 生活上の困難を抱えるひとり親家庭等への自立支援 23 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28~32年度)推進状況

基本目標 I 男女共同参画への理解の促進

重点目標1 男女共同参画の意識づくり

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

【事業所管課の評価】

平成28年度の事業実績の評価を男女共同参画の視点により重点項目に対し、5段階で評価してください。

A: 大いに効果があった(貢献した) B: 効果があった(貢献した)

C: あまり効果がなかった(あまり貢献できなかった) D: 事業を実施しなかった E: 実施事業がない

| | 項目 | 22年度実績値 | 26年度実績値 | 32年度目標値 | 根拠等 |
|----|------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 指標 | 社会全体として男女が平等であると思う人の割合 | 17.0% | 17.1% | 40.0% | 市民意識調査 |
| | 性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合 | 49.7% | 59.8% | 70.0% | 市民意識調査 |
| | 学校教育現場において男女が平等であると思う人の割合 | 60.7% | 62.0% | 70.0% | 市民意識調査 |

基本目標 I 男女共同参画への理解の促進

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|-------------------|---------------------------|--|---|--|--|----|---|------|--------------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 1 | 1 男女共同参画の意識づくり | 1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 | 1 広報・啓発活動の実施 (事業概要) ・広報紙やホームページの活用による意識啓発のための情報提供 ・講座や講演会の開催 ・関係機関、団体等との連携・協力による啓発 ・市職員等を対象とした研修会の実施 | <p>・広報かしわざき6月5日号にワーク・ライフ・バランスの推進を施策の記事として掲載する。</p> <p>・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。</p> <p>・「柏崎フォーラム」を開催する。</p> <p>・広報紙「こんにち輪」を発行する。(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))</p> <p>・市民や事業所向けのセミナーを職員研修として位置づけ、参加する。</p> | <p>○国の男女共同参画週間(6/23~29)に合わせ、広報6月5日号に「施策の記事」として1ページ掲載した。(広報内容:ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について)</p> <p>○市役所ロビーとソフィアセンターで、男女共同参画のパネル展を実施した。また、高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示した。</p> <p>○男女共同参画社会の実現をテーマとして「柏崎フォーラム」を11月19・20日に開催した。(内容)16団体による13ワークショップを開催</p> <p>○男女共同参画啓発広報紙「こんにち輪」を作成し、全戸配布した。(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))</p> <p>○10月25日に開催したワーク・ライフ・バランスセミナーを職員研修と位置付け、12名が参加した。</p> | <p>【配慮した内容】</p> <p>・広報では、ワーク・ライフ・バランスの必要性を啓発し、長時間労働についての国際的な比較が視覚的にわかるようにした。</p> <p>・「こんにち輪」では「ワーク・ライフ・バランス 育児と介護の現状」を特集した。</p> <p>・セミナーは、一般企業など、行政以外の参加者と意見交換や交流ができる場とした。</p> <p>【課題】</p> <p>・普段の生活の中で、男女共同参画に対する気付きや意識ができるよう、啓発していきたい。</p> | A | <p>・広報かしわざき6月号に男女共同参画について掲載する。</p> <p>・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。</p> <p>・「柏崎フォーラム」を開催する。</p> <p>・広報紙「こんにち輪」を発行する。(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))</p> <p>・市民や事業所向けのセミナーを職員研修として位置づけ、参加する。</p> | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28~32年度)推進状況

| 基本目標 I 男女共同参画への理解の促進 | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------|----------------------------|---|---|---|--|----|---|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 2 | 1 男女共同参画の意識づくり | 1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 | 2 市の広報物等における男女共同参画の視点に立った表現の徹底 (事業概要) ・市の広報物を情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現の周知・徹底 | ・男女共同参画の視点からの公的広報の手引きにより、性別にかたよった記事やイラストにならないよう啓発する。 | 職員が共通で見ることのできる文書管理に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を掲載している。 | 【配慮した内容】 ・日常業務の中で男女共同参画の推進のために適切な表現を行うよう意識啓発を図った。 【課題】 ・効果的な周知方法を考えたい。 | B | ・男女共同参画の視点からの公的広報の手引きにより性別にかたよった記事やイラストにならないよう啓発する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 3 | 1 男女共同参画の意識づくり | 2 地域社会における社会制度・慣行の見直しと意識改革 | 3 男女の人権意識を高める市民活動の環境づくり (事業概要) ・市民団体・グループ・NPO等と連携した男女共同参画の啓発 ・講座・講演会やワークショップ等の啓発事業の開催 ・セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害防止の啓発 | ・人権啓発活動市町村委託事業を受け、柏崎フォーラムの基調講演会を市の人権啓発講演会として位置づけ、開催する。 ・啓発物品の配布等により人権意識啓発を行う。 ・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置する。 | ○柏崎フォーラム(11/19・20)【再掲】で人権啓発チラシ、啓発物品を配布した。基調講演は中止となった。 ○「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設のトイレに設置した。 | 【配慮した内容】 ・男女共同参画の推進を人権課題の一つとして捉え、柏崎フォーラムにおいて啓発した。 【課題】 ・「人権」は難しくとらえられるため、興味をもってもらえる内容を考えたい。 | B | ・人権啓発活動市町村委託事業を受け、柏崎フォーラムの基調講演会を市の人権啓発講演会として位置づけ、開催する。 ・啓発物品の配布等により人権意識啓発を行う。 ・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 4 | 1 男女共同参画の意識づくり | 2 地域社会における社会制度・慣行の見直しと意識改革 | 4 性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革 (事業概要) ・各種事業を活用した固定的役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画の推進を図る。 | ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体・グループ・NPO等と連携して啓発する。 ・講演会やワークショップ等の啓発事業を実施する。 | ○男女共同参画社会の実現をテーマとして「柏崎フォーラム」を11月19・20日に開催した。【再掲】(内容) 16団体による13ワークショップを開催 ○事業所を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。 ・10月25日にワーク・ライフ・バランスセミナー「仕事と介護の両立のために～人も企業も“幸せ”になる働き方～」をテーマに開催 参加者:49名 ・11月29日に多様な生き方の実現を目指し、女性の活躍推進のための環境づくりとして「女性のキャリア形成支援セミナー」を開催 参加者18名 | 【配慮した内容】 ・参加者の自主性を尊重し、個性と能力を発揮できる企画となるよう配慮した。また、活躍する女性の講演は、自分らしさを大切にする内容とした。 【課題】 ・固定的役割分担意識の解消が一人ひとりの豊かな暮らしにつながることを啓発していきたい。 | A | ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担意識、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体・グループ・NPO等と連携して啓発する。 ・講演会やワークショップ等の啓発事業を実施する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28～32年度)推進状況

| 基本目標 I 男女共同参画への理解の促進 | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------|--------------------------|---|--|---|--|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 5 | 1 男女共同参画の意識づくり | 3 男女共同参画を推進する団体への活動支援 | 5 市民団体等の育成と活動支援 (事業概要) ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動支援 ・団体の連携と交流の推進 | ・男女共同参画を推進する市民団体等を育成し活動を支援する。 ・団体間の相互連携、交流を支援する。 | ○かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室)に補助金(70万円)を交付、連携して、啓発事業を実施した。(主な内容) 総会と合わせ公開講演会を4月16日に開催した。 講師:フラワーセラピーサロン たまちゃんの庭代表の相澤祐子氏 テーマ:夢を仕事に 起業はおもしろい! 参加者35名 ○参加団体と協働して柏崎フォーラムを11月19・20日に開催した。【再掲】 (内容) 16団体による13ワークショップを開催 | 【配慮した内容】 ・市民団体が活動しやすく、性別や年齢を問わず交流できるように支援を行った。活動においては、女性の活躍に視点が置かれ、社会の流れを汲んだものとなっている。 【課題】 ・団体への新規加入者が少ないこと、また、場合によっては、実施事業についても考えたい。 | A | ・男女共同参画を推進する市民団体等を育成し活動を支援する。 ・団体間の相互連携、交流を支援する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 6 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 4 男女平等の視点に立った教育の推進 | 6 児童生徒への男女平等教育の推進 (事業概要) ・男女平等意識を育む教育の推進 | ・道徳、家庭科、社会科等の授業や行事・生徒会活動等を通して、全小中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。 | ○道徳や小学校家庭科、中学校技術・家庭科、中学校社会科公民的分野の該当する学習で男女の家庭での役割、男女の平等、共同参画について学習した。 ・道徳(小学校内容項目) 「互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助けあう。」 ・道徳(中学校内容項目) 「男女は、互いの異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」 ・家庭科:家庭生活と家族 ・技術・家庭科:家族・家庭と子どもの成長 ・社会科:個人の尊厳と両性の本質的平等 | 【配慮した内容】 ・各教科、領域で指導計画に沿って、人権教育の観点を生かした内容が確実に実践されるようにした。 【課題】 ・学習した内容が児童生徒の日々の実践とつながっているかを検証していく。 | A | ・道徳、家庭科、社会科等の授業や行事・生徒会活動等を通して、全小中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。 | 継続 | 学校教育課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28~32年度)推進状況

| 基本目標 I 男女共同参画への理解の促進 | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------|-----------------------|--|---|--|--|----|---|------|--------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 7 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 4 男女平等の視点に立った教育の推進 | 7 教職員研修の実施 (事業概要) ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修の実施 ・養護教諭対象の性教育研修会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施する。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を2回実施する。 ・思春期保健外部講師を招聘して性教育についての講演会を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○転入、新採用職員を対象とした同和教育研修会を開催し、人権感覚の高揚を図った。(6/21) 36名参加 ○結婚差別に関する具体的な事例を紹介していただく研修会を開催し理解を深めた。(11/17) 47名参加 ○人権・同和教育にかかわる現地(上越、白山会館)研修会を実施した。(11/24) 10名参加 ○養護教諭対象の保健学習(第4学年「育ちゆく体とわたし」)の授業づくり講座を2回開催し、男女平等の視点に立った授業づくりについて研修を深めた。延べ41名参加 ○性教育講演会を実施し、小中学校養護教諭、教員、その他の施設・機関関係者、総勢50名の参加があった。(12/13) ○中学生を対象に外部講師派遣事業を10校で実施した。生命誕生や妊娠出産、命の大切さについて学んだ。 | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権・同和問題の中で、女性に関する問題に触れてもらうよう講師に依頼した。 ・外部講師派遣事業では、中学校現場のニーズを踏まえた内容について指導していただくよう講師に依頼した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者を増加させること、より一層、男女平等教育に特化した研修内容となるような工夫が必要である。 ・毎年、性教育をテーマとした授業づくり講座を実施し、養護教諭の指導力を向上させていくことが課題である。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施する。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を2回実施する。 ・思春期保健外部講師を招聘して性教育についての講演会を実施する。 | 継続 | 教育センター |
| 8 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 4 男女平等の視点に立った教育の推進 | 8 保護者への情報提供と啓発 (事業概要) ・保護者に対する人権や男女平等教育に関する情報の提供 ・保護者に対する進路選択情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対し人権や男女平等教育に関する情報を提供する。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内すべての20の小中学校、及び4の中学校で人権教育に関する授業公開を保護者向けに実施した。 ○各小中学校で、性別にとらわれない進路指導を実施し、一人一人の個性や可能性を重視した進路選択を推進した。 | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級たより等を活用して保護者へ事前に内容を伝え、参観を促した。 ・職業講話等において職業観を醸成し、個性に応じた進路選択が進むようにした。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期からのキャリア教育の実施を一層進め、小中連携のもと、体系的、継続的に進路指導が行われるようにする。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・学校たよりや学級たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育に関する情報を提供する。また、授業公開を通じた人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。 | 継続 | 学校教育課 |
| 9 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 4 男女平等の視点に立った教育の推進 | 8 保護者への情報提供と啓発 ・保護者に対する人権や男女平等教育に関する情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続して、園だよりや保護者会で園での取組や情報を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・園での生活の中では、男女の隔てなく保育を行い、園児にも男女平等であることを理解しやすいように工夫した。このような様子を保育参観でも保護者に伝えるように努めた。 | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭においても男女平等を話題にできるような情報提供に努めた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に取り組みの重要性を正しく伝えていく必要がある。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・職員向けの研修会を行い、その内容を含めて、園での取り組みや情報提供を園毎に行う。 | 継続 | 子ども課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28~32年度)推進状況

| 基本目標 I 男女共同参画への理解の促進 | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------|-----------------------|---|---|---|--|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 10 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 5 家庭・地域における学習機会の充実 | 9 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・人権の尊重と男女平等意識に基づいた学習の機会と情報の提供 | ・人権の尊重と男女平等意識に基づいた学習の機会と情報を提供する。 | ○幼稚園・保育園及び学校に以下の情報提供を行った。 ・柏崎フォーラム ・かしわざき男女共同参画推進市民会議主催の各種講座や事業等(親子わんだーランド、柏崎オヤジ倶楽部など) | 【配慮した内容】 ・父親と子どもと一緒に取り組める事業や子どもに関係する講座等を保護者に案内することで家族での参加につながるようにした。 【課題】 子どもと保護者が一緒に取り組める事業を継続して実施していく。 | A | ・人権の尊重と男女平等意識に基づいた学習の機会と情報を提供する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 11 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 5 家庭・地域における学習機会の充実 | 9 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・男女共同参画の視点に立った多様な講座の提供による社会教育の機会の充実 | ・男女平等の視点に立った多様な講座の提供による社会教育の機会の充実を図るため、メニューの見直しを行う。 ・10講座を廃止し、9講座を新規追加して全97講座を提供する。併せて、子どもが学ぶ機会を増やす。 | ○ふれあい講座(出前講座)開催回数93回、延べ2,485人(男性1,182人、女性1,303人) ○子ども向け講座5種類(うち1種類は親子参加型)、全5回実施。 | 【配慮した内容】 ・講師派遣の出前講座形式で、誰でも受講可能。町内会、老人クラブ、学校などから多くの開催依頼が寄せられた。また、毎年度、講座メニューの見直しを行っている。 【課題】 ・さらに多くの市民から受講してもらえるように講座メニューの見直しやPRにより学習機会の提供が必要である。 | B | ・男女平等の視点に立った多様な講座の提供による社会教育の機会の充実を図るため、メニューの見直しを行う。 ・19講座を廃止し、11講座を新規追加して全89講座を提供する。併せて、子どもが学ぶ機会を増やす。 | 継続 | 生涯学習課 |
| 12 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 5 家庭・地域における学習機会の充実 | 10 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会の提供 | ・児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシー育成のための講演会を実施する。 ・「中学生メディア共同宣言」を基にした活動を展開する。 | ○学校において次のとおり講演会を行った。 ・児童生徒向けのみ 小学校4校、中学校6校 ・児童生徒、保護者向け 小学校11校、中学校5校 ・未実施 小学校5校、中学校1校 | 【配慮した内容】 ・各校において、各種メディアの利活用に関する留意点について講演会を行い、人権を守る立場から男女共同参画への意識の高揚を図った。 【課題】 ・メディアに関する情報が日々、進化発展して、子どもの生活実態の中でどのように男女共同参画の視点を定着させていくか検討していく。 | A | ・児童生徒及び保護者を対象としたメディアリテラシー育成のための講演会、学習会を実施する。 ・「中学生メディア共同宣言」を基にした活動を一層進め、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。 | 継続 | 学校教育課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(平成28～32年度)推進状況

| 基本目標 I 男女共同参画への理解の促進 | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------------|-----------------------|---|--|---|--|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 13 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 5 家庭・地域における学習機会の充実 | 10 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会の提供 | ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供する。 ・エイジレス講座、シニアカレッジなどでスマホ・タブレット、ケイタイに関する講座を開催する。 | スマホ・タブレット、ケイタイに関する講座をエイジレス講座で2回、シニアカレッジで1回、子ども会育成者講習会で1回、開催した。 | 【配慮した内容】 メディアの活用能力を高め、正しい情報を得られるようにする。 【課題】 情報活用能力を高めるだけでなく、性別・年齢を問わず、人権の尊重や保護の意識を養える講座の検討が必要である。 | B | ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供する。 ・エイジレス講座、シニアカレッジなどでスマホ・タブレット、ケイタイに関する講座を開催する。 | 継続 | 生涯学習課 |
| 14 | 2 男女平等を推進する教育・学習の充実 | 5 家庭・地域における学習機会の充実 | 10 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会の提供 | ・家庭や地域の中で男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うことができるよう、情報と学習機会を提供する。 | ○柏崎フォーラムのワークショップの一つとして市民団体による5分で新聞を読む！らくがき読み講座を開催した。 (実施団体:NPO法人Grow Up) | 【配慮した内容】 ・参加者のメディアリテラシー、自主性、多様性を高めるとともに、親子のコミュニケーションツールとしての新聞の活用法を学ぶ機会とした。 【課題】 ・メディアに関して様々なテーマで継続し、学習の機会を提供していきたい。 | B | ・家庭や地域の中で男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うことができるよう、情報と学習機会を提供する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

重点目標3 働く場での男女平等の推進

重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【事業所管課の評価】

平成28年度の事業実績の評価を男女共同参画の視点により重点項目に対し、5段階で評価してください。

A: 大いに効果があった(貢献した) B: 効果があった(貢献した)

C: あまり効果がなかった(あまり貢献できなかった) D: 事業を実施しなかった E: 実施事業がない

| | 項目 | 22年度実績値 | 26年度実績値 | 32年度目標値 | 根拠等 |
|----|------------------------------------|---------|---------|---------|----------------|
| 指標 | 職場における男女が平等であると思 う人の割合 | 17.5% | 22.3% | 30.0% | 市民意識調査 |
| | ハッピー・パートナー企業への登録数 (累計) | 19社 | 27社 | 40社 | 企業登録数 (新潟県) |
| | 「ワーク・ライフ・バランス」について内 容を知っている人の割合 | — | 12.0% | 50.0% | 市民意識調査 |

基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の 視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施 区分 | 所管課 |
|---------------|---------------------------|-------------------------------|---|---|--|---|----|---|----------|----------------------|
| 事業 No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 15 | 3 働く場での 男女平等の 推進 | 6 雇用や就労に おける男女平 等の推進 | 11 各種労働関係法令等 の周知啓発 (事業概要) ・男女雇用機会均等法 や育児・介護休業法、 女性活躍推進法など を市民や事業所に周 知 | 男女雇用機会均等法や育 児・介護休業法女性活躍推 進法などを市民や事業所に ホームページやチラシで周知 する。 | ○市ホームページ等に啓発記事を掲 載した。また、商工会議所・ハロー ワーク柏崎・柏崎職安管内雇用促進 協議会等を通じ、関係資料を配布し た。 | 【配慮した内容】 商工会議所・ハローワーク柏崎・柏崎 職安管内雇用促進協議会等を通じ、 啓発を行った。 【課題】 事業所の理解が最重要である。市内 全事業所への直接的な周知(関係資 料配布)は数的に難しい。 | A | 男女雇用機会均等法や育児・介護休 業法、女性活躍推進法などを市民や 事業所にホームページやチラシで周 知する。 | 継続 | ものづくり・ 元気発信 課 |
| 16 | 3 働く場での 男女平等の 推進 | 6 雇用や就労に おける男女平 等の推進 | 11 各種労働関係法令等 の周知啓発 (事業概要) ・男女雇用機会均等法 や育児・介護休業法、 女性活躍推進法など を市民や事業所に周 知 | ・育児休業取得促進のため の補助金・奨励金制度の周 知と併せ、育児・介護休業法 や女性活躍推進法などを ホームページ等により周知す る。 | ○新規学校卒業予定者に対する求 人申し込み説明会で、男性の育児休 業取得促進のための市の独自制度 を説明した。 | 【配慮した内容】 ・国の男性の育児休業取得の目標値 や動向なども把握しながら、継続した 周知の取組を行った。 【課題】 ・紙媒体で広く配布するより、チラン の設置先や配布先を絞り、併せて補 助金、奨励金の趣旨や実績をPRして いく必要がある。 | A | ・育児休業取得促進のための補助 金・奨励金制度の周知と併せ、育児・ 介護休業法や女性活躍推進法など をホームページ等により周知する。 | 継続 | 人権啓発・ 男女共同 参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|-----------------------|--|---|---|--|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 17 | 3 働く場での男女平等の推進 | 6 雇用や就労における男女平等の推進 | 12 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) 女性の活用や男女が共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の活用や働きやすい職場づくりについて、機会を捉え、セミナーやチラシの配布等で啓発する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等女性活躍推進事業を創設した。 市内3事業所にハード事業助成金を交付した。 | <p>【配慮した内容】 国が柱としている女性の活躍に向け、推進する内容とし、また、中小企業を対象とした。</p> <p>【課題】 事業を周知していく。</p> | B | <ul style="list-style-type: none"> 女性の活用や働きやすい職場づくりについて、機会を捉え、セミナーやチラシの配布等で啓発する。 女性が働きやすい職場環境の改善に向けた業務プログラム策定のためのコンサルティング導入などソフト事業や、女性専用設備設置といったハード事業に助成金を交付する。また、女性の活躍推進の意識醸成とキャリア構築のための講座やセミナーを開催する。 | 継続 | ものづくり・元気発信課 |
| 18 | 3 働く場での男女平等の推進 | 6 雇用や就労における男女平等の推進 | 12 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・女性の活用や男女が共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発 ・女性活躍推進法に基づく推進計画の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 事業所対象のセミナーを開催する。 仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援する。 商業労政(現:ものづくり・元気発信)課等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得促進事業奨励金の申請件数:2件 育児休業代替要員確保事業補助金:申請3件 県とともに「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」登録制度説明のための企業訪問を行った。新規申請件数4件(登録事業所35件) ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。(再掲) ・10月25日にワーク・ライフ・バランスセミナー「仕事と介護の両立のために～人も企業も“幸せ”になる働き方～」をテーマに開催 参加者:49名 ・11月29日に多様な生き方の実現を目指し、女性の活躍推進のための環境づくりとして「女性のキャリア形成支援セミナー」を開催 参加者18名 女性活躍推進法は、制定(H27.8.28)されたばかりであり、法に基づく市の推進計画は策定しなかった。 | <p>【配慮した内容】 ・ハッピー・パートナー企業への登録または一般事業主行動計画を条件として男女共同参画の推進を図った。</p> <p>【課題】 ・さらなるワーク・ライフ・バランスの普及啓発と育児休業取得促進にむけた制度の周知に取り組みたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく推進計画を検討していく。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 事業所対象のセミナーを開催する。 仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援する。 ものづくり・元気発信課等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|--------------------|---|---|---|--|----|---|------|-------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 19 | 3 働く場での男女平等の推進 | 6 雇用や就労における男女平等の推進 | 13 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会の実施 | ・商工会議所と連携して創業や経営に関する相談会を実施する | ○創業経営相談会 40回開催、相談件数65件 ○法律関連相談 8回開催、相談件数15件 ○金融斡旋関連相談 相談件数80件 ○税務相談会 12回開催、相談件数29件 ○IT活用相談会 12回開催、相談件数29件 ○事業承継相談会 2回開催、相談件数7件 | 【配慮した内容】 ・相談内容に応じて、商工会議所から適切な専門家を紹介し、相談会への参加に繋げた。 【課題】 ・早い段階での相談に繋げるため、相談窓口や相談会の開催について、より周知を図っていく必要がある。 | A | ・商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する | 継続 | 商業観光課 |
| 20 | 3 働く場での男女平等の推進 | 7 自立のための就職・再就職の支援 | 14 自立した生活を送るための就職支援 (事業概要) ・若者への就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるためのセミナーの開催、パートタイム労働者への就労支援と情報提供 ・職業訓練の周知及び就職支援の推進 ・女性の再就職に関する必要な知識や情報の提供 | ・ワークサポート柏崎での若者への就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 (概ね35歳以下の未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーの開催、パートタイム労働者への就労支援) ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・女性の再就職に関する必要な知識や情報を提供する。 | ○ワークサポート柏崎の若者職業相談コーナーで就労支援のための相談等を実施した。 相談件数:1,459件 応募件数:84件 就職件数:32件 おおむね35歳以下の未就職者向け若者就職支援セミナーを3回実施した。 参加者:13人(男性10人、女性3人) ONC加工科修了生3人 求職者対象職業訓練(14コース)を実施した。 修了生:83人 | 【配慮した内容】 ・相談者個人ごとの課題に対して、どのような解決策があるのか、関係機関と連携しながら相談に対応した。 ・セミナーは、講義型でなく参加型のセミナーとした。 【課題】 ・近年は心の病気や職業観の乏しい若者も多く、多様化する相談内容に対する支援体制の充実が必要である。 ・セミナーは、参加者が減少傾向にある。関係機関と連携を図る必要がある。 ・製造業の現場においては、積極的に女性の採用に意欲のある企業が多くなっている。女性の参加をさらに促す必要がある。 | A | ・ワークサポート柏崎での若者への就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 (概ね35歳以下の未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーの開催、パートタイム労働者への就労支援) ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・女性の再就職に関する必要な知識や情報を提供する。 | 継続 | ものづくり・元気発信課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|--|--|--|--|----|--|------|-------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 21 | 3 働く場での男女平等の推進 | 8 農林水産業における男女共同参画の推進 | 15 家族経営、農業法人等の就労支援 (事業概要) ・家族経営や小規模事業所で働く女性の就労環境の改善に向けた啓発 ・家族経営協定締結の促進 | ・市農業委員会・県と連携して、対象農家の掘り起しを引き続き継続し、家族経営協定締結の促進に取り組む。 | ○市農業委員会・県と連携し、対象農家の掘り起こしを行い、家族経営協定の啓発を行った。 (2名の女性協定締結者あり) | 【配慮した内容】 ・家族経営協定の意義を説明し、家族内での話し合いを推奨し、女性の経営参画を促した。 【課題】 ・家族経営協定制度のメリットを広く周知する必要がある。 | B | ・市農業委員会・県と連携して、対象農家の掘り起しを引き続き継続し、家族経営協定締結の促進に取り組む。 | 継続 | 農政課 |
| 22 | 3 働く場での男女平等の推進 | 8 農林水産業における男女共同参画の推進 | 16 農業生産物活用による地域活性化への女参加 (事業概要) ・地産地消・食育推進のための活動の促進 ・農村地域生活アドバイザーの新規認定 | ・地産地消・食育推進のための活動の促進のため、イベントに参加し、郷土料理を提供する。 ・旧市町村単位で農村地域生活アドバイザーの新規認定を目指し、個別に加入活動を行う。 | ■食育 ・6/19の歯の健康展にて、「食育コーナー」への協力(試食の提供) ・市内の小中学校での料理教室、まゆ玉作り教室(12回) ・コミュニティーセンターでの料理教室(2回) ・保育園(2か所)で「さつまいも」の栽培指導 ■地産地消 ・愛菜館やじよんのび村等で、野菜や加工品の販売による地産地消を実施 ■アドバイザー新規認定 ・今年度は増減なし。 | 【配慮した内容】 郷土料理の伝承と地産地消を推進することにより、女性の活躍と地域振興に努めた。 【課題】 農村地域生活アドバイザーの新規会員の確保。 | B | 引き続きイベントや料理教室に参加し、地産地消、食育を推進するため、郷土料理や農業技術の伝承を行う。 ・農村地域生活アドバイザーの新規認定を目指し、個別に加入活動を行う。 | 継続 | 農政課 |
| 23 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 17 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発 ・働き方の見直しに向けた事業者への啓発 | ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けて意識啓発する。 ・働き方の見直しに向けた事業者への啓発・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | ○女性活躍推進のための環境づくりとして、事業所を対象にワーク・ライフ・バランスセミナー「女性のキャリア形成支援セミナー」を開催した。【再掲】 11/29開催 18名参加 3/9開催 12名参加 | 【配慮した内容】 ・労働基準監督署等の関係機関からの普及啓発依頼に対して確実に対応した。 【課題】 ・普及啓発のための積極的な事業展開を図る必要がある。 | A | ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けて意識啓発する。 ・働き方の見直しに向けた事業者への啓発・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | 継続 | ものづくり・元気発信課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|--|---|---|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 24 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 17 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発 ・働き方の見直しに向けた事業者への啓発 | ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを「介護」と「女性のキャリアアップ」を各テーマとして開催し、仕事と生活の調和の重要性について啓発する。 ・仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援する。 ・商業労政(現:ものづくり・元気発信)課等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | ○ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。【再掲】 ・10月25日にワーク・ライフ・バランスセミナー「仕事と介護の両立のために～人も企業も“幸せ”になる働き方～」をテーマに開催 参加者:49名 ・11月29日に多様な生き方の実現を目指し、女性の活躍推進のための環境づくりとして「女性のキャリア形成支援セミナー」を開催 参加者18名 | 【配慮した内容】 ・男性も女性も介護をしながら仕事を継続したり、女性の社内での活躍についてセミナーを実施した。 【課題】 ・さらなるワーク・ライフ・バランスの普及啓発と育児休業取得促進にむけた制度の周知に取り組みたい。【再掲】 | A | ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを「女性の再就職」をテーマとして開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援する。 ・ものづくり・元気発信課等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 25 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 18 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくり (事業概要) ・仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等への支援 | ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | ○育児・介護休業制度普及啓発を市ホームページに掲載した。 ○女性活躍推進のための環境づくりとして、事業所を対象にワーク・ライフ・バランスセミナー「女性のキャリア形成支援セミナー」を開催した。【再掲】 11/29開催 18名参加 3/9開催 12名参加 | 【配慮した内容】 労働基準監督署等の関係機関からの普及啓発依頼に対して確実に対応した。 【課題】 普及啓発のための積極的な事業展開を図る必要がある。 | A | ・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。 | 継続 | ものづくり・元気発信課 |
| 26 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 18 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくり (事業概要) ・仕事と家庭を両立できる環境づくりに取り組む企業等への支援 | ・育児休業取得促進のための補助金・奨励金制度を周知する。 ・出生時の福祉課での手続きの際にチラシを配布し、情報提供を行う。 | ○男性の育児休業取得促進事業奨励金の申請件数:2件 育児休業代替要員確保事業補助金:申請3件【再掲】 ・出生時の福祉課での手続きの際にチラシを配布し、情報提供を行った。 | 【配慮した内容】 ・ハッピー・パートナー企業への登録または一般事業主行動計画を条件として男女共同参画の推進を図った。 【課題】 ・さらなるワーク・ライフ・バランスの普及啓発と育児休業取得促進にむけた制度の周知に取り組みたい。【再掲】 | A | ・育児休業取得促進のための補助金・奨励金制度を周知する。 ・出生時の福祉課での手続きの際にチラシを配布し、情報提供を行う。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|---|---|---|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 27 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 19 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 (事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発 | 中小企業等女性活躍推進事業の申請条件としてハッピー・パートナー企業(県男女共同参画推進企業)の普及啓発する。 | ○新規事業である中小企業等女性活躍推進事業の条件としてハッピー・パートナー企業を条件とし、3社が新規に登録した。 | 【配慮した内容】 国が柱としている女性の活躍に向け、推進する内容とし、また、中小企業を対象とした。【再掲】 【課題】 事業を周知していく。 | A | 中小企業等女性活躍推進事業の申請条件としてハッピー・パートナー企業(県男女共同参画推進企業)を条件とし普及啓発する。 | 継続 | ものづくり・元気発信課 |
| 28 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 9 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 19 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 (事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発 | ・ハッピー・パートナー企業(県男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 | ○男性の育児休業取得促進事業奨励金及び育児休業代替要員確保事業補助金の条件の一つとしてハッピー・パートナー企業の登録を奨励金・補助金の制度のPRと同時に周知した。 ○県担当課とともに事業所を訪問 新規登録4件 登録事業所数計35件 | 【配慮した内容】 ・男女共同参画に対する国の流れや企業イメージのアップ、人材確保など、登録のメリットの理解が得られるよう努めた。 【課題】 ・企業訪問等による働きかけを随時行っていきたい。 | A | 引き続き県と連携して、ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |
| 29 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 10 子育て支援体制の整備・充実 | 20 子育て支援事業の充実 (事業概要) ・ファミリーサポートセンター、一時預かり事業等の子育て支援事業の実施 ・相談体制や情報提供の充実 | ・一時預かり事業(ちびっこ館)及びファミリーサポートセンター事業を利用しやすい体制の検討を行う。 ・子育てサポーターの継続的な育成と地域と協働してサポートする体制づくりを検討する。 | ○一時預かり事業(ちびっこ館)利用児童数:786人 ○ファミリーサポートセンター ・利用回数:1031件 ・ファミリーサポートセンター提供会員向け研修会:3回開催 ・提供会員数:40名、依頼会員数:237名、両方会員数:9名 ○田尻子育てサポーターの育成活動を実施 ・研修会:3回実施 ・田尻あそびの広場:11回開催 ○子育て便利帳、子育て支援サイト「すくすくネットかしわざき」による情報提供を行った。 | 【配慮した内容】 ・支援者の知識及び意識向上を図るため、ファミリーサポートセンター会員と田尻地区子育てサポーターへの研修を実施した。 【課題】 ・ちびっこ館一時預かりの、利用しやすい体制の充実を図ること。 ・ファミリーサポートセンターの提供会員の確保とスキルアップを図ること。 ・子育てサポーターの継続的な育成と地域と協働してサポートする体制づくりが必要。 | B | ①一時預かり事業の利用しやすい体制の検討を図る。 ②ファミリーサポートセンター事業の周知、提供会員の確保とスキルアップを図る。 ③子育てサポーターの継続的な育成及び地域と協働してサポートする体制づくりを検討する。 | 継続 | 子育て支援センター |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすい環境の整備 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------------------|---|--|---|--|----|--|------|-------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 30 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 10 子育て支援体制の整備・充実 | 21 多様な保育サービスの充実 (事業概要) ・保護者のニーズに応じた早朝保育や延長・休日保育等の実施 ・病児・病後児保育の実施 | ・早朝・延長保育、一時保育、休日保育を継続するとともに、子育て支援室を増設する。 ・病児保育の受入れ拡大等について事業実施主体と協議を行う。 | ・早朝・延長保育を全29園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園した。 ・一時保育は17園(公立9、私立8)で、休日保育は柏崎保育園子育て支援室でそれぞれ継続して実施した。 ・子育て支援室を2室(公立1、私立1)増設した。 ・病児保育の受入れ拡大については、事業実施主体と今後の方針について協議した。 | 【配慮した内容】 ・病児保育に対する保護者ニーズに応えるため、事業実施主体と協議を行った。 【課題】 ・病児・病後児保育利用の利便性向上について、継続して協議していく必要がある。 | B | ・早朝・延長保育、一時保育、休日保育を継続すると共に、子育て支援室を増設する。また、病児保育の受入れ拡大等について事業実施主体と協議を進める。 | 継続 | 子ども課 |
| 31 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 10 子育て支援体制の整備・充実 | 22 放課後児童対策の充実 (事業概要) ・児童の受入れの拡大 | ・利用児童の多い比角第一児童クラブの施設拡充及び剣野第二児童クラブ新規開設を行った。また、次に利用児童が増えている田尻第一児童クラブの拡充工事及び田尻第二児童クラブの小学校内への移転工事を行う。 ・高学年の受入れについて検討を行う。利用児童の多い児童クラブについては、学校及び地域の協力を得ながら学校施設内の新規開設・拡充を検討していく。 | ・利用児童が増えている田尻第一児童クラブの拡充工事及び田尻第二児童クラブの小学校内への移転工事を行った。 | 【配慮した内容】 保護者のニーズに応えるため、拡充及び移設を行った。 【課題】 利用者数を見ながら、移転等の検討が必要がある。 | A | ・枇杷島児童クラブを利用する児童数を見ながら、施設拡充または移設の検討をする。 ・榎原小学校から東部児童クラブまでの交通状況を考慮し、児童の安全確保を踏まえ、小学校内への移設工事を検討する。 | 継続 | 子ども課 |
| 32 | 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | 11 介護支援体制の整備・充実 | 23 高齢者や介護者を支える体制づくり (事業概要) ・地域包括支援センター等の相談機能の強化 | ・圏域地域ケア会議の実施においては、新たに生活支援コーディネーターと協働することにより、社会資源の創出をめざす。 | ・全包括の圏域地域ケア会議に、生活支援コーディネーターが参加し、地域資源について情報共有した。 全:7回 | 【配慮した内容】 ・圏域会議の企画段階から、生活支援コーディネーターに参加してもらい、地域のニーズに沿った、会議運営となるよう配慮した。 【課題】 ・包括支援センターと生活支援コーディネーターの役割分担 | A | ・圏域会議における、生活支援コーディネーターの参加を継続する。今後は、圏域会議終了後の、地域資源の創出に向けて、包括と役割分担して地域支援を行う。 | 継続 | 介護高齢課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進
 重点目標5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大
 重点目標6 地域活動等における男女共同参画の推進

【事業所管課の評価】
 平成28年度の事業実績の評価を男女共同参画の視点により重点項目に対し、5段階で評価してください。
 A:大いに効果があった(貢献した) B:効果があった(貢献した)
 C:あまり効果がなかった(あまり貢献できなかった) D:事業を実施しなかった E:実施事業がない

| 指標 | 項目 | 22年度実績値 | 26年度実績値 | 32年度目標値 | 根拠等 | 実績 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------------------|---------------|---------|---------|-----------|-------|----|-------|------|------|------|------|
| | 市の審議会等の女性の登用率 | 31.2% | 28.8% | 40.0% | 人事課調べ | | 34.4% | | | | |
| コミュニティ推進協議会における女性役員の割合 | — | 26.8% | 30.0% | 市民活動支援課調べ | 23% | | | | | | |

※女性役員:市内31のコミュニティ振興協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる役員

基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|-------------------------|-----------------------|--|---|---|---|----|---|------|--------------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 33 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 | 12 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | 24 市の各種審議会等への女性の登用の推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用 | ・引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。 | ○昨年度附属機関ごとに作成を依頼した女性登用方針に基づいて、各々取組を継続的に推進した結果、女性登用率が34.4%(前年度比0.1%増)となり一定水準を維持している状況が確認された。 | 【配慮した内容】 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。 【課題】 ・公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものもあり、全ての附属機関で統一的に女性割合の引き上げができない。 | B | ・引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。 | 継続 | 人事課 |
| 34 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 | 12 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | 24 市の各種審議会等への女性の登用の推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画の拡大 | ・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登用率向上を図るための働きかけを継続して行う。 | ○デスクネットのインフォメーションで女性の登用推進のための周知を定期的に行うこととした。 ○6月1日現在の人事課調査により登用率を確認。一定の効果が確認された。 ○当室で登録されている「女性人材登録台帳」が委員選定の際に活用された。(平成28年度末35人)相談に応じることはあったが聞き取り等は実施しなかった。 | 【配慮した内容】 ・継続して周知を行うことに努めた。県内の状況を調査するなどして、柏崎市の状況を把握した。 【課題】 ・女性人材登録制度の登録人数の拡大と管理方法を考えたい。 | B | ・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登用率向上を図るための働きかけを継続して行う。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------------------|---|--|---|--|----|--|------|--------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 35 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 | 13 女性管理職等への積極的登用とその登用に向けた意識啓発の推進 | 25 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 (事業概要) ・管理・監督職として能力開発に向けた育成体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の役職昇任と研修による意識の向上に努める。 ・男性職員の育児参加機会の拡大に向け、タイムリーな情報提供により育児関連休暇等の取得促進に取り組んでいく。 ・女性活躍推進法に基づき、「柏崎市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」及び「女性の職業選択に資する情報」を公表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年4月1日現在の女性管理監督者職員数 <ul style="list-style-type: none"> ・部長級 0人 ・課長級 3人 ・課長代理級 6人 ・係長級(保育園長除く)12人 ○特定事業主行動計画に基づいて、女性職員の登用に向け女性研修を実施した。 【目標値】 <ul style="list-style-type: none"> ・管理的地位にある職員に占める女性割合 (H28)4.8%⇒(H31)8.0% ・課長代理・係長に占める女性割合(H28)18.0%⇒(H31)20% ○30代を中心とした女性職員を対象にしたキャリア形成やワークライフバランスをテーマに研修を実施した。(12/8)52人 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・中堅女性の係長への昇任を特に配慮した。 ・特定事業主行動計画の数値目標において、次世代育成支援に基づく特定事業主行動計画との連携を見据え、男性の育児参加機会の拡大を推進した。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・男女の区別なく能力・人物重視の昇任を行っているが、管理職となる50歳代の女性職員の絶対数が少ない状態が続いている。 ・女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含め仕事の進め方の見直し(長時間労働の是正)を進めると同時に、研修機会を通じて管理監督職としての意識付けを継続していくことが重要である。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の役職昇任と研修による意識の向上に努める。 ・引き続き、男性職員の育児参加機会の拡大に向け、タイムリーな情報提供により育児関連休暇等の取得促進に取り組んでいく。 ・女性活躍推進法に基づき、「女性の職業選択に資する情報」の発信方法について、従来の市HPに加え、学生向けの合同説明会等でも積極的に訴えていく。 | 継続 | 人事課 |
| 36 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 | 13 女性管理職等への積極的登用とその登用に向けた意識啓発の推進 | 26 女性活躍推進法に関する広報啓発 (事業概要) 企業の理解促進のための広報啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における女性のための職場環境の改善に向けた業務改善プログラム策定コンサルティングの導入や、女性専用設備の整備などを支援し、女性活躍の推進を図る。 ・女性のキャリアアップセミナーを人権啓発・男女共同参画室とタイアップして開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等女性活躍推進事業を創設し、業務改善プログラム策定のためのコンサルティングの導入や女性活躍推進のための社内研修に助成金を交付することとした。【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・国が柱としている女性の活躍に向け、推進する内容とし、また、中小企業を対象とした。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知啓発を行う。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における女性のための職場環境の改善に向けた業務改善プログラム策定コンサルティングの導入や、女性専用設備の整備などを支援し、女性活躍の推進を図る。 ・女性のキャリアアップセミナーを人権啓発・男女共同参画室とタイアップして開催する。 | 拡充 | ものづくり・元気発信課 |
| 37 | 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大 | 13 女性管理職等への積極的登用とその登用に向けた意識啓発の推進 | 26 女性活躍推進法に関する広報啓発 (事業概要) 企業の理解促進のための広報啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用した広報啓発を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進法に関する情報を関係団体や関係部署に周知した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点から法律の基本原則である「女性の職業生活と家庭生活との両立」に配慮されるようにした。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく法制度を説明する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用した広報啓発を行う。 | 継続 | 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28～32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|--|--|--|----|--|------|---------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 38 | 6 地域活動等における男女共同参画の推進 | 14 地域活動における男女共同参画の推進 | 27 町内会・コミュニティ・NPO活動等における男女共同参画の促進 (事業概要) ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ職員の研修会等を通じて、女性ならではの意見を汲み上げ、コミュニティ活動に生かす。また各地区の職員同士の情報交換の場づくりについても、配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○以下の研修会等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・河田珪子さん講演会 参加者144人 (男性44人、女性100人) ・コミュニティ推進協議会全体研修会 参加者109人 (男性57人、女性52人) ・主事研修 参加者57人 (男性3人、女性54人) | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・女性の立場から関心が高く、かつ、地域活動に関連が深いテーマについて、研修に取り組んだ。 【課題】 ・コミュニティの活動の場においても、女性の参加の少ない講座がある。男女を問わず、興味を持って気軽に参加できる講座を提供するために、その中心となるコミュニティ職員のスキルアップ及び人材育成が課題である。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ職員の研修会等を通じて、女性ならではの意見を汲み上げ、幅広いコミュニティ活動に反映していく。また、各地区の職員同士の情報交換の場づくりについても配慮する。 | 継続 | 市民活動支援課 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、行政関係者などによる異業種交流会を通じた人材育成に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動センターまちから <ul style="list-style-type: none"> ・35歳以下の異業種交流事業を5回行った。参加者は男女合計で延べ276人。 ・市民、市民団体などの交流会を3回行った。参加者は男女合計で延べ145人。 ○市民参加と協働のまちづくりを推進するための「協働のまちづくり推進会議」を1回開催した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 誰もが気軽に参加し、また主体的に活躍できるような雰囲気づくりを心掛けた。 【課題】 市民活動をより推進するためには、幅広い年齢層の活躍が必要であり、減少する若者世代の参加意識を高める必要がある。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、行政関係者などによる異業種交流会を通じた人材育成に取り組む。 | 継続 | |
| 39 | 6 地域活動等における男女共同参画の推進 | 15 防災分野における男女共同参画の推進 | 28 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進 ・防災士の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の女性委員を新たに1名追加する。(全体の18%(6人/32人前年度よりも3ポイント上昇)) ・平時からプライバシー保護や男女共同参画の視点から、避難所開設運営に配慮した取組やそのための備えを充実させる。(プライバシーウォールや段ボールベッド、食物アレルギーに対応した食料の調達に関する取組等) ・防災士養成講座を開設し、防災士取得後のフォローアップ研修等を通じて、スキルアップを目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災会議の女性委員について、6名の女性委員を登用した。全体の18%(6人/33人 前年度よりも3ポイント上昇) ○避難所におけるプライバシー保護や女性、子育て世代へ配慮した備蓄品の充実を図った。 ○平成28年度に開設した防災士養成講座には、町内会や事業所からの推薦により47名が受講し、全員が防災士の資格を取得(うち、6名が女性)。防災士資格取得後のフォローアップ研修を3回行い、防災士としての知識と技能の向上を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用方針に基づき女性委員の登用を促進した。 ・要配慮者向けの備蓄品に関しては、専門的な知見を生かし、食料や物品の選定・調達に取り組んだ。 【課題】 ・女性委員の登用率の向上。 ・現時点で避難行動要支援者登録制度の対象でない妊婦や乳幼児等に対する安全な避難及び避難所の衛生・環境面の配慮や食物アレルギーへの対応が課題。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の女性委員を新たに1名追加する。(全体の20%(7人/34人前年度よりも2ポイント上昇)) ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組みと備えを充実させる。(プライバシーウォールや段ボールベッド、食物アレルギーに対応した食料の調達に関する災害協定の締結等) ・引き続き実施する防災士養成講座への女性の積極的な参加を呼びかけ、新たな防災士の養成に取り組むとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修などにおいて、男女共同参画の視点に立った防災対策の重要性を学習する機会を提供する。 | 継続 | 防災・原子力課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|---|--|--|----|---|------|-------------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 40 | 6 地域活動等における男女共同参画の推進 | 15 防災分野における男女共同参画の推進 | 28 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・女性消防団員の確保 ・応急手当普及員(女性消防団員、養護教諭等)による学校や自主防災組織等への指導の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 女性消防団員の確保に取り組む。 女性消防団員に対し、冬期間の休日3日間に応急手当普及員の講習会を実施する。 女性応急手当普及員(女性消防団員、養護教諭等)の新規養成講習と資格維持継続のための再講習を実施するとともに、事業所等への拡充方法を検討する。 普及員資格取得者の活躍する場を提供できるよう、連携した応急手当普及活動を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○H29. 3. 31現在、女性消防団員人数 25名 ○平成29年2月5日(日)、平成29年2月11日(土)、平成29年2月12日(日)の3日間、消防団員を対象に、応急手当普及員の新規養成講習会を開催し、女性消防団員2名が資格を取得した。 女性消防団員18名のうち、12名が資格取得者となった。 ○上記講習会を含め、女性応急手当普及員の新規養成講習会を3回開催し、9人を養成した。 また、既に資格認定済みの女性応急手当普及員(養護教諭)に、再講習を2回開催し、計11人が資格を継続した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・3日間、計24時間の受講が資格取得条件のため、開催日を参加しやすい第二土曜日、第二日曜日に設定した。 ・応急手当普及員の資格維持のため、受講者の要望を考慮し、開催日程等の調整を行った。 ・女性応急手当普及員の開催する応急手当講習会を24回開催した。24回の講習会で計1,278人が受講し、応急手当の普及に貢献した。 【課題】 ・資格取得が目的ではなく、一般の人に応急手当を指導し、一人でも多くの人に普及させることが目的のため、今後、指導力を向上させる必要がある。 ・土日に仕事を持つ女性消防団員は講習会に参加できていない。 ・資格取得者が指導する機会が少ない。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 女性消防団員の確保に取り組む。 ・消防団員を対象とした応急手当普及員の講習会は3年目が終了し、受講可能な女性消防団員は、ほぼ資格取得した。 今後の女性消防団員への応急手当普及員講習の開催は未定。 ・女性応急手当普及員(養護教諭)の新規養成講習と資格維持継続のための再講習を実施するとともに、事業所等への拡充方法を検討する。 ・普及員資格取得者が活躍する場を提供するとともに、効果的な応急手当実施のため、連携した普及活動を行う。 | 継続 | 消防本部 消防総務課・消防署 |
| 41 | 6 地域活動等における男女共同参画の推進 | 15 防災分野における男女共同参画の推進 | 29 住民主体の防災体制の支援 (事業概要) ・自主防災組織への女性の参加促進と女性リーダーの育成 ・女性の視点を活かした要配慮者への避難支援等の各種訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 内閣府が策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、自主防災組織への女性の参加促進と女性リーダーの育成を図る。 ・女性の視点から地域の女性部会・子ども会等を中心に、講師として女性を派遣するなど、防災出前講座の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい講座(出前講座)の受講は、女性の方の参加が多い(半数以上)ため、女性リーダーを組織の中で育てることの意義を強く主張し、女性の視点を生かす活動の啓発に努めた。 ○地域防災力の向上を図ることを目的として、NPO団体の派遣による防災出前講座に女性から積極的に参加してもらえるよう働きかけた。 ○防災出前講座27回のうち、19回に女性講師(NPO)を派遣した。参加者829人うち、女性の参加率は3割(前年度は1割程度)に上昇した。 ○各種の地域防災訓練や要配慮者への避難訓練等に多くの女性から参加が得られた。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・NPO団体の派遣による防災出前講座に女性から積極的に参加してもらえるよう働きかけた。 ・防災出前講座メニューに、災害時にも役立つ簡単調理と称し、時間や水を節約できるクッキングを実習に加え、女性の参画を働きかけた。 【課題】 ・自主防災組織の運営主体が町内会役員であることから女性の参加が少ない。 ・活動の中心が防災訓練に限定されることから、男性中心に訓練メニューが企画立案され、女性の参加が得にくい。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 内閣府が策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、自主防災組織への女性の参加促進と女性リーダー、女性防災士の育成を図る。 ・女性の視点から地域の女性部会・子ども会等を中心に、講師として女性を派遣するなど、防災出前講座の充実を図る。 | 継続 | 防災・原子力課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画)

重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

重点目標9 困難を抱える人への自立支援

【事業所管課の評価】

平成28年度の事業実績の評価を男女共同参画の視点により重点項目に対し、5段階で評価してください。

A: 大いに効果があった(貢献した) B: 効果があった(貢献した)

C: あまり効果がなかった(あまり貢献できなかった) D: 事業を実施しなかった E: 実施事業がない

| 指標 | 項目 | 22年度実績値 | 26年度実績値 | 32年度目標値 | 根拠等 | 実績 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------------|------------------------|---------|------------------|------------|--------|----|------|------|------|------|------|
| | DV予防啓発のための研修・講演会等の参加者数 | 101人 | 557人 | 800人 | 市民意識調査 | | 612人 | | | | |
| DV相談窓口を知っている人の割合 | — | 59.3% | 80.0% | 市民意識調査 | — | | | | | | |
| ※子宮頸がん検診受診率の割合 | 37.2% | 27.6% | 37年度目標値 29.0% | 市第二次健康増進計画 | 20.1% | | | | | | |
| ※乳がん検診受診率の割合 | 35.7% | 30.9% | 37年度目標値 32.0% | 市第二次健康増進計画 | 24.6% | | | | | | |
| 障害者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人 | 11人 | 9人 | 21人 | 市第4期障害福祉計画 | 6人 | | | | | | |

※子宮がん検診、乳がん検診受診率の平成22年度と26年度の数値の変動は、平成24年度から検診を受診する対象者の算出方法が変更になったことによる。

基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|---|-----------------------|--|--|---|--|----|--|------|---------------------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 42 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 16 DVを許さない社会づくりの推進 | 30 DVに関する意識啓発と理解の促進 (事業概要) ・広報や市ホームページ等を活用したDVIに関する理解と予防についての周知 ・DV相談窓口の周知 ・DVの予防啓発に関する講演会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報・ホームページを活用して周知啓発を行う。 ・「相談機関のご案内」カードやリーフレットを継続して配布し、広く周知に努めるとともに設置場所の増設を検討する。 ・DV防止講演会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報かしわざき 6/20号 DV相談機関案内 11月号 11月25日『女性に対する暴力撤廃国際日』及び「女性の権利強化週間」DV相談窓口紹介 ○「相談機関のご案内」カード及び「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを市役所、元気館、市民プラザの女性トイレに設置する活動の継続実施 ○日本語が不自由な外国人被害者がSOSを発信するためのカードの設置の継続実施(高柳町事務所、西山町事務所ほか) ○DV防止・被害者支援のための講演会を2回開催(講師:NPO法人女のスペース・にいがた) テーマ「DVを身近なこととして理解しよう～上手な相談の受け方 傷つける相談の受け方～」 2月14日 参加者:44人 3月13日 参加者:14人 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・「DV相談カード」を「相談機関のご案内カード」の名称にして、万一加害者の目に触れても安全であるよう配慮している。 ・若年層、特に社会に出る前の学生に対するDV予防啓発を意識した。 【課題】 ・市民へのより一層の周知を図るため、「相談機関のご案内」カードの設置場所の増設を検討する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・広報・ホームページを活用して周知啓発を行う。 ・「相談機関のご案内」カードやリーフレットを継続して配布し、広く周知に努めるとともに設置場所の増設を検討する。 ・DV防止講演会を開催する。 | 継続 | 福祉課 人権啓発・男女共同参画室 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----------------------|---|--|--|---|----|--|------|---------------------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 43 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 16 DVを許さない社会づくりの推進 | 31 DV予防教育の推進 (事業概要) ・若年層向けのデートDV予防啓発講座の実施 | ・市内の高校を対象にデートDV講座を継続する。 | ○市内高校の生徒を対象にしたデートDV予防啓発講座の開催 ・7月20日 柏崎翔洋中等教育学校 参加者:6年生63人 講師:NPO法人女のスペース・にいがた ・10月13日 柏崎総合高校 参加者:3年生153人 講師:柏崎人権擁護委員協議会 ・2月22日 柏崎高校 参加者:1・2年生338人 講師:NPO法人女のスペース・にいがた | 【配慮した内容】 ・若年層、特に社会に出る前の学生に対するDV予防啓発を意識した。 【課題】 ・講座実施校の増加 | B | ・市内の高校を対象にデートDV講座を継続する。 | 継続 | 福祉課 人権啓発・男女共同参画室 |
| 44 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 17 安心して相談できる体制の整備 | 32 相談体制の充実 (事業概要) ・被害者からの相談に対応するための女性福祉相談員の配置 ・女性福祉相談員の資質向上 | ・女性福祉相談員を配置し、相談業務を継続するとともに、相談件数の増加にもスムーズに対応する。 | ○女性福祉相談員2名による相談対応 相談実人数:145人(うちDV 58人) 相談件数:582件(うちDV 308件) ○婦人保護事業研究協議会、連絡会議、相談員研修会、DV防止セミナーなどに参加し、女性福祉相談員の資質向上を図った。 | 【配慮した内容】 ・関係機関と連携を図りながら、相談に対応した。 【課題】 ・相談者の来所希望に沿えるよう配慮する。 | B | ・女性福祉相談員を配置し、相談業務を継続するとともに、相談件数の増加にもスムーズに対応する。 | 継続 | 福祉課 |
| 45 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 17 安心して相談できる体制の整備 | 33 関係機関との連携 (事業概要) ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携 | ・庁内関係課及び庁外関係機関との連絡、調整、協議を随時行い、連携強化を図る。 | ○各担当部署と連携を図るとともに、7/21に柏崎市DV被害者支援連絡会を開催し、関係機関とも連携強化を図った。 | 【配慮した内容】 ・連絡会において、女性福祉相談への理解とスムーズな連携が得られるように協力を求め、強化に努めた。 【課題】 ・関係機関の情報交換による共通認識を継続する。 | B | ・庁内関係課及び庁外関係機関との連絡、調整、協議を随時行い、連携強化を図る。 | 継続 | 福祉課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|---|-------------------|--|--|--|--|----|--|------|-----|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 46 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 18 安全な保護体制の整備 | 34 保護体制の充実と安全確保 (事業概要) ・緊急保護や避難を要する場合の被害者の安全の確保と同行支援 ・外国人、高齢者、障害者への配慮と関係部署との連携 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策 | ・切迫した危険性があり、安全確保が必要な場合は、関係機関と連携を図り、一時保護などの措置を行う。 | ○事態が懸念される案件に対して適切な対応を行った(平成28年度は女性福祉相談所への移送措置案件はなし)。 ○事態が懸念される案件に対し、母子生活支援施設に被害者を措置入所させ、自立を図った。 | 【配慮した内容】 ・迅速な対応、安全配慮、警察や関係機関とのスムーズな連携に努めた。 【課題】 ・被害者及び関係者のプライバシーの保護が課題である。 | B | ・切迫した危険性があり、安全確保が必要な場合は、関係機関と連携を図り、一時保護などの措置を行う。 | 継続 | 福祉課 |
| 47 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 18 安全な保護体制の整備 | 35 被害者等の心身の健康回復 (事業概要) ・精神疾患や児童の心理的虐待等への医療機関及び児童相談所との連携 | ・精神疾患や児童の心理的虐待に対する医療機関及び児童相談所との連携を図る。 | ○事態が懸念される案件に対しては適切な対応ができた。 | 【配慮した内容】 ・諸手続きの代行や同行支援を行った。精神的なケアを含め、自立のための助言指導を行い、施設とも連携を密にしている。 【課題】 ・被害者及び関係者のプライバシーの保護が課題である。 | B | ・精神疾患や児童の心理的虐待に対する医療機関及び児童相談所との連携を図る。 | 継続 | 福祉課 |
| 48 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 19 被害者の自立支援の充実 | 36 生活安定のための支援 (事業概要) ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援 ・就労のための補助事業の実施 | ・女性の自立に向けた就労支援を継続する。 ・母子家庭等自立支援制度や母子家庭高等技能訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う。 | ○生活困窮や自立に向けての相談の中で、ハローワークへの相談を促すとともに、各種制度の情報提供や手続き等の助言に努めた。 ○公営住宅の入居のための手続き等の助言などの支援を行った。 ○就労に有利となる母子家庭等自立支援制度や母子家庭高等技能訓練制度の助言や支援を行った。 | 【配慮した内容】 ・求人情報や適職に就くための各種制度を紹介し、就労や資格取得を図った。 【課題】 ・自立のための就労の継続をどう確保するかが課題である。 | B | ・女性の自立に向けた就労支援を継続する。 ・母子家庭等自立支援制度や母子家庭高等技能訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う。 | 継続 | 福祉課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|---|-------------------------|---|---|---|--|----|---|------|-----------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 49 | 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援(柏崎市DV防止基本計画) | 19 被害者の自立支援の充実 | 37 安心できる生活への支援 (事業概要) ・住民票の閲覧制限などの個人情報の保護 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等の紹介 | <ul style="list-style-type: none"> 被害者の状態を確認し、必要に応じて警察への事前相談や保護命令制度の支援や安全対策への助言を行う。 住民票の閲覧等の制限が必要な場合は、関係部署と連携を図り、対象となっている被害者の情報について、特に厳重に管理、対応するように情報共有を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、住民票の閲覧制限などの必要な支援を行うとともに、被害者の安全の確保を行い、必要に応じて保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等の紹介を行った。 | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全性を確認するとともに、関係機関との連携や被害者自身がとれる安全対策などの助言を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の閲覧制限などの個人情報を保護は、事務の処理を行う関係部署で、対象となっている被害者について、特に厳重に管理、対応する必要がある。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 被害者の状態を確認し、必要に応じて警察への事前相談や保護命令制度の支援や安全対策への助言を行う。 住民票の閲覧等の制限が必要な場合は、関係部署と連携を図り、対象となっている被害者の情報について、特に厳重に管理、対応するように情報共有を行う。 | 継続 | 福祉課 |
| 50 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 20 生涯を通じた男女の性への理解の推進 | 38 母子保健の充実 (事業概要) ・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性の知識を普及 | <ul style="list-style-type: none"> 学童期・思春期から成人期(若年層)保健対策として、児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> 新成人フェスティバルにおける普及啓発資料の配布(H27~) 大学生向けポスターセッションと普及啓発資料の配布(H28~1大学実施) 高校生向け思春期(性教育)講演会での普及啓発活動(H28~)・・・柏崎HC協働で、市内2高等学校で普及啓発資料を配布。 市内産科医を含む関係機関の母子担当で、情報交換会を実施した。(柏崎振興局主催の妊娠期からの相談・連携体制会議に出席) | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠、出産を防ぐために、思春期講演会などに、試行的に参加して普及啓発を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために、さらなる関係機関との連携を図り、男女の性の知識・健康を普及する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 昨年度より試行的に実施してきた学童期・思春期から成人期(若年層)保健対策として、児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、思春期講演会などを実施し、多分野の協働による健康教育を推進する。 | 継続 | 子育て支援センター |
| 51 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 20 生涯を通じた男女の性への理解の推進 | 39 思春期の男女への正しい性に関する知識の提供 (事業概要) ・男女の性の理解の推進 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 成長段階に応じた性教育を実施する。 思春期保健外部講師派遣事業を実施する。 性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 性感染症と避妊、思春期の変化と生命誕生などをテーマに、11中学校、2高等学校で健康講話等を実施した。(柏崎地域振興局健康福祉部と協働実施) 派遣事業に関わる授業の他、自校の教諭、養護教諭が講師を務め、講演会や学習を行った学校が多数あった。 | <p>【配慮した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師派遣事業の実施により、学校内だけでは取り組みにくい内容まで専門的に深く入った内容の講演を実施することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年での外部講師の需要状況を把握して、講師派遣事業を実施する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 成長段階に応じた性教育を実施する。 思春期保健外部講師派遣事業を実施する。 性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。 | 継続 | 学校教育課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------|---------------------------|--|--|---|--|----|---|------|-----------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 52 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 20 生涯を通じた男女の性への理解の推進 | 40 不妊に悩む男女への支援 (事業概要) ・不妊に対する相談 ・特定不妊治療費の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療の助成を継続実施する。 ・H27年度に県事業は男性の不妊治療費(採精)の一部助成を開始した。現状把握し市事業の内容を検討する。 ・事業を周知し、不妊に悩んでいる方への窓口を紹介する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定不妊治療費の助成を行った。対象者:延べ2件(実2夫婦) | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・地域振興局と連携し、広報、ホームページで事業の周知を実施した。 【課題】 ・事業の継続実施で、経済的負担の軽減に努める。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療の助成を継続実施する。 ・県事業の現状把握し市事業の内容を検討する。 ・事業を周知し、不妊に悩んでいる方への窓口を紹介する。 | 継続 | 子育て支援センター |
| 53 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 41 母子健診等の充実 (事業概要) ・妊婦検診、乳幼児検診の受診勧奨と保健師・助産師による保健指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規に子宮頸がん検査を妊婦健康診査に追加する。 ・切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策として、利用者支援専門員(助産師)を配置し、妊婦健診の受診勧奨、保健指導を充実させ、妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実に取り組みとともに、各事業や関係機関の連携体制の強化や、情報の活用、母子保健事業の評価、分析を行い、切れ目のない支援体制を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳交付時のアンケート調査の実施(健康状態の確認、保健指導、相談に対応) ○妊婦健康診査費用14回分を支給受診者:延べ6,388人(償還払い含む) ○乳幼児健診未受診者へ個別支援を行った。 ○H28年度から妊婦健診項目に子宮頸がんが追加となった。 ○助産師相談:面談63件 電話22件 ○H28助産師訪問:産婦実人数521人 別掲:県外住所のある者が柏崎市で訪問20人 ○市内産科医を含む関係機関の母子担当で、情報交換会を実施した。(柏崎振興局主催の妊娠期からの相談・連携体制会議に出席) | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・母子手帳の交付は、助産師・保健師が対応し、個別支援が必要な妊婦を把握し、必要な支援に繋げた。 ・子育て支援センターに助産師(非常勤職員)1人を常勤で配置し、母子事業と子育て支援を連動して実施した。 【課題】 ・さらなる保健指導、啓発活動の充実を図り、妊娠期から子育て期までの途切れのない支援を行っていくことが課題である。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度より引き継ぎ、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策として、利用者支援専門員(助産師)を継続配置し、妊婦健診の受診勧奨、保健指導を充実させ、妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実に取り組みとともに、各事業や関係機関の連携体制の強化や、情報の活用、母子保健事業の評価、分析を行い、切れ目のない支援体制を構築する。 | 継続 | 子育て支援センター |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------|---------------------------|--|--|---|--|----|--|------|-----------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 54 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 42 妊娠中における父母への学習機会の提供 (事業概要) ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 「出産前のパパママセミナー」で、妊娠中・産後等の保健指導、また、家族計画の保健教育を行い男女の性の理解と啓発を継続実施する。 妊娠に関する正しい知識の啓発用チラシを成人式に配付する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○出産前のパパママセミナーを実施した。 実施回数:18回 参加者:延べ夫119人、妻231人 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・パパとママの子育てセミナーでは、助産師が夫婦に女性の性、生殖に関する知識として家族計画の講話を実施した。 【課題】 ・父母となる前の世代に、性や妊娠・出産に関する知識と命の大切さの教育が必要である。(思春期保健の充実) | A | <ul style="list-style-type: none"> 「出産前のパパママセミナー」で、妊娠中・産後等の保健指導、また、家族計画の保健教育を行い男女の性の理解と啓発を継続実施する。 妊娠に関する正しい知識の啓発用チラシを成人式に配付する。 | 継続 | 子育て支援センター |
| 55 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 43 健康診査やがん検診等の充実 (事業概要) ・健康診査(一般・特定健診)、歯周疾患検診等の実施と普及啓発 ・がん検診の実施と普及啓発のを推進 | <ul style="list-style-type: none"> 健康診査(一般・特定健診)歯周病検診を実施する。 子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する。 骨粗しょう症検診を実施する。 国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○受診者数:()内はがん発見者数 ・子宮頸がん検診:2,155人(1人) ・乳がん検診:2,395人(10人) ・骨粗しょう症検診:200人 ○市内大学生、幼児健診の保護者、保育園幼稚園児の親、成人式対象者等に女性特有のがん検診チラシを配布し受診を啓発した。 ○特定健診会場で女性特有がん検診を勧め、40人が申し込んだ。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・検診従事者を女性とし、受けやすい環境を整えている。 【課題】 ・無料クーポン券を利用し検診を初めて受けた方が、今後も検診を継続的に受診できるよう引き続き啓発を行う。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 健康診査(一般・特定健診)歯周病検診を実施する。 子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する。 骨粗しょう症検診を実施する。 国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 | 継続 | 健康推進課 |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|-------------------|---------------------------|---|--|---|--|--|---|------|-------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 56 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 44 こころと体の健康づくりの推進 (事業概要) ・健康増進事業(健康教育・健康相談)の実施 ・望ましい生活習慣に関する普及啓発 ・メンタルヘルスセミナーや自殺予防のためのゲートキーパー研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育・健康相談を行う。 ・各種イベントや事業を通じ、望ましい生活習慣の普及啓発を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○主に青壮年期を対象に健康教育及び健康相談、高齢期を対象に介護予防事業を実施した。 ・健康教育:294回 延べ9,508人 ・健康相談:95回 延べ3,496人 ・介護予防事業:119回 延べ2,103人 ○望ましい生活習慣の普及のため、各種イベントを実施した。 ・元気館健康まつり:649人 ・歯の健康展:1,665人 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・地域全体で健康づくりに取り組めるよう、健康推進員、食生活改善推進員、各地区のコミュニティセンターや地域包括支援センター等と協力して実施した。 【課題】 ・働き盛り世代の健康づくりをさらに推進していくため、職域との連携を強化する必要がある。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域や職域と連携し、健康教育・健康相談を実施する。 ・各種イベントや事業を通じ、望ましい生活習慣の普及啓発を実施する。 | 継続 | 健康推進課 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・個々の相談内容に応じ、関係機関と連携し支援を実施する。 ・各種事業を通じて、メンタルヘルスの重要性と相談窓口の周知を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルスに関する相談対応実施状況 ・元気館での総合相談件数:延3,018人 ・フォンジェ「まちかどオアシスこころ」での相談件数:1,292人 ・「ホッとこころの相談会」10回、「こころとくらしの総合相談会」2回実施。利用者延人数16人 ○メンタルヘルスに関する情報・知識の提供、市民の自主的な健康づくりへの支援実施状況 ・市民団体や事業所従業員を対象にしたメンタルヘルス講座(こころのセルフケア・ラインケア)の実施:15回開催(受講者数334名) ・自殺予防ゲートキーパー養成研修の実施:基礎編9回(受講者数414人)、実践編1回(受講者数11人) ・自殺予防ゲートキーパーフォローアップ研修の実施:受講者数50名 ・自殺予防推進月間、強化月間に特設展示を、市立図書館商工会議所、銀行、大学で実施した。 ・自殺対策行動計画を作成した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・働く人が仕事と家庭の両立を理想としつつも、時間的・精神的にも仕事の負担が大きく、両立が難しくなっているため、「仕事と家庭を両立」させながら元気に働き続けることができるような支援を実施した。 【課題】 ・こころの病気について正しく理解し、セルフケア方法を知り、相談窓口への早期相談となるよう普及啓発活動を継続する必要がある。 ・特に思春期にある小・中・高校生等の青年層に対するメンタルヘルス相談機能の強化と相談窓口の周知啓発を進める必要がある。 ・メンタルヘル不調の人に気づいて相談窓口につなぐ取り組みの強化が必要である。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠やストレス対処法等こころの健康づくりに関する普及啓発を実施する。 ・こころの健康に関する相談窓口を広く周知し、活用を促す取り組みを実施する。 ・地域や職場、教育機関でのメンタルヘルス不調の人に気づいて相談窓口につなぐ取り組み支援を実施する。 ・思春期にある小・中・高校生等の青年層に対するメンタルヘルス相談機能の強化と相談窓口の周知啓発を実施する。 | 継続 | | |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|-------------------|---------------------------|---|---|--|---|--|--|------|-------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 57 | 8 男女の性の尊重と健康支援 | 21 ライフステージに応じた健康づくりの支援 | 45 地域活動における介護予防の推進 (事業概要) ・介護予防事業の実施 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区活動等を通じて、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを理解してもらう。 ・医療機関や関係機関に介護予防リーフレットを配布する。 ・要介護状態への予防を図るためパワーリハビリテーションを実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○以下の介護予防事業を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育453回実施 参加人数:延べ7,818人 ・健康相談41回実施 参加人数:延べ252人 ・介護予防リーフレットの配布:26か所 ・西山いきいき教室 利用者数 実45人、延1,227人 ・パワーリハビリ 回数512回、実人数359人、延人数16,965人 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・男女とも地域活動に参加していただけるよう、事業を通じて働きかけた。 ・男女の区別なく地域が主体となるよう情報交換会を実施した。 【課題】 ・男性の事業への参加が少なく、男性が活躍できる場の開発が必要である。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・地区活動等を通じて、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを理解してもらう。 ・各種介護予防事業の実施 ・医療機関や関係機関に介護予防リーフレットを配布する。 ・要介護状態への予防を図るためパワーリハビリテーションやコツコツ貯筋体操等を実施する。 | 継続 | 介護高齢課 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を推進する高齢者運動サポーター養成を行い、地域において介護予防の理解を深める。 ・コミュニティデイホームが介護予防に積極的に取り組めるように支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運動サポーター登録者288人 (男女比率)男性1:女性9 ○コツコツ貯筋体操実施団体数:175会場 実3,702人、延118,248人 ○コツコツ貯筋体操実施団体・関係者職員情報交換会(全体)1会場 137名 ○コミュニティデイホーム事業 実施数 20地区 実施日数 3,977日 利用者数:実727人、延 23,490人 生活援助員研修会 2回 78人参加 ○くらしのサポーター講座の実施 実施回数:2回 修了者数:累計61人(H28新規者26人) | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・高齢者運動サポーターが男女とも参加しやすいサポーター活動にしていく必要がある。 ・くらしのサポーター活動において、男性が取り組みやすい内容やきっかけづくりをしている。 【課題】 ・くらしのサポートセンターが地域における生活支援・介護予防の拠点となるように事業を通じ働きかけていく必要がある。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を推進する高齢者運動サポーター育成をおこない、地域において介護予防の理解を深める。 ・くらしのサポートセンター(旧コミュニティデイホーム)が介護予防に積極的に取り組めるように支援する。 ・くらしのサポートセンターが、付随事業を行う際に、くらしのサポーター講座を実施していく。 | 継続 | | |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 基本目標Ⅳ 男女の心とからだを守る環境づくり | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------|-------------------------------|---|--|--|--|----|--|------|-----------|
| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 58 | 9 困難を抱える人への自立支援 | 22 生活上の困難を抱えるひとり親家庭等への自立支援 | 46 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 (事業概要) ・養育面で支援が必要な家庭への継続支援 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対し、妊娠前から把握し、必要な支援に繋げていく(利用者支援事業開始) ・養育面で支援が必要な家庭には継続支援を実施する。 ・気軽に子育てや生活等の困り事が相談できるように、幼稚園・保育園や関係機関と連携を図る。 ・福祉課や地域の関係機関と連携して、育児相談・子育てを支える体制の充実を図る。 ・親子の孤立化の防止と早期発見のための家庭訪問事業の充実を図り実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種学級や健診で助言指導を行い、養育的な支援が必要な人には、助産師、保健師、家庭児童相談員が訪問を行い継続的な支援を実施した。 養育支援訪問事業:60世帯95人 ○主任児童委員によるこんにちは赤ちゃん訪問を実施した。 ・訪問世帯数(H29.3末報告数):364件(出生数540人に対し、67.4%の訪問率) ○地域の子育て活動や子育て支援室と協働し、情報を共有した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・関係機関と連携して、相談に対応し、子どもの虐待対応では、16世帯のひとり親世帯に対応した。 ・主任児童委員による児童部会で、各種研修を行い、訪問時に活用できる知識の向上を図った。 【課題】 ・地域で子育てを支える体制づくりの確立と相談体制の充実を図る。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対し、妊娠前から把握し、必要な支援に繋げていく(利用者支援事業) ・養育面で支援が必要な家庭には継続支援を実施する。 ・気軽に子育てや生活等の困り事が相談できるように、園や関係機関と連携を図る。 ・福祉課や地域の関係機関と連携して、育児相談・子育てを支える体制の充実を図る。 ・親子の孤立化の防止と早期発見のための養育支援訪問事業の充実を図り実施する。 | 継続 | 子育て支援センター |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|--------------------|-------------------------------|--|---|---|---|---|---|------|-----|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 59 | 9 困難を抱える人への自立支援 | 22 生活上の困難を抱えるひとり親家庭等への自立支援 | 47 生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援 (事業概要) ・国・県の補助事業を活用した支援 ・支援制度の情報提供や相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業により、適職や就労に有利な教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成する。 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のために修業する者に高等職業訓練促進給付金等事業により、生活費等を助成する。 県の事業である母子家庭等日常生活支援事業の支援を行う。 生活困窮や自立に向けての相談に積極的に応じるとともに、ハローワークなどへの相談などにつなげ、また、各種制度の情報提供や手続等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 就労に有利となる母子家庭等自立支援教育訓練制度や高等技能訓練制度の助言や支援を行った。 生活困窮や自立に向けての相談の中で、ハローワークへの相談を促すとともに、各種制度の情報提供や手続等の助言に努めた。 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 申請者:0人 高等職業訓練促進給付金等事業 対象者:2人(うち、1人は平成28年度で訓練終了) 母子家庭等日常生活支援事業 平成28年度登録者数14人(うち父子家庭登録者2人) | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 児童扶養手当の受給者などを中心に制度や事業の周知を行い、自立に向けた支援につなげた。 講座受講や資格取得により能力開発的な支援を行い、母子家庭等の自立を促進し、生活の安定化に寄与した。 【課題】 制度の周知及び理解促進のため手法及び自立に向け、自身が積極的に取り組むためのサポート、精神的な支援が課題である。 長期間の修学や修学による子育て、家事等との両立の不安解消と継続した取組へのサポートが課題である。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業により、適職や就労に有利な教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成する。 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のために修業する者に高等職業訓練促進給付金等事業により、生活費等を助成する。 県の事業である母子家庭等日常生活支援事業の支援を行う。 生活困窮や自立に向けての相談に積極的に応じるとともに、ハローワークなどへの相談などにつなげ、また、各種制度の情報提供や手続等を行う。 | 継続 | 福祉課 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業を柏崎市社会福祉協議会へ委託し、生活困窮者に対する相談支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援事業を柏崎市社会福祉協議会に委託し、訪問型学習支援は、生活保護世帯を対象に週1回実施、集合型学習支援は、生活保護世帯の小・中学生及びひとり親世帯の中学生で、塾を利用していない児童生徒を対象に、長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)に2週間程度実施した。 訪問型学習支援 参加者6名 集合型学習支援 夏休み参加者22名、冬休み参加者52名、春休み参加者17名(集合型学習支援の参加者は延べ人数) ○高校中退防止のため、対象世帯に相談訪問を実施した。 ○学習支援の他に、定期的に家庭訪問を実施した。 ○自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業を柏崎市社会福祉協議会に委託して実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 個人情報の取り扱い及び集合型学習支援の会場設定において、生活困窮者が対象であることが特定できないように配慮した。 学習支援ボランティア募集のため、学習支援ボランティア説明会の開催や、校長会や退職教員の会に事業説明に赴いた。 【課題】 子どもの学習支援事業における、学習支援ボランティア(特に専門的な知識を持った退職教員等)の人材不足の解消(平成28年度末のボランティア登録数 教員OB6名、その他8名) 訪問型学習支援の事業拡大には、学習支援ボランティアの増員が必須 | B | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援事業を柏崎市社会福祉協議会に委託して継続する。 生活保護世帯対象に訪問型学習支援を継続する。 生活保護世帯とひとり親世帯を対象に、長期休業期間に集合型学習支援を実施する。 学習支援ボランティアの登録数の確保に努める。 学習支援ボランティアの増員を勘案しながらひとり親世帯への訪問型学習支援の拡充を検討する。 | 継続 | | |

柏崎市男女共同参画基本計画(28~32年度版)推進状況

| 男女共同参画基本計画の内容 | | | | 平成28年度事業計画 | 平成28年度実績 | 重点目標に対して男女共同参画の視点で配慮した内容・課題 | 評価 | H29事業計画 | 実施区分 | 所管課 |
|---------------|--------------------|-------------------------------------|---|--|--|---|----|--|------|-------|
| 事業No. | 重点目標 | 施策の方向 | 主な事業・概要 | | | | | | | |
| 60 | 9 困難を抱える人への自立支援 | 23 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 | 48 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・障害者相談支援事業の実施 ・障害のある人の社会参加のための支援 ・障害のある人への理解促進と差別解消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 委託の相談支援事業所により、障害児者の自立に向けた情報提供及び助言等を行う。 指定特定相談支援事業所等により、サービス等利用計画等導入児者に対し、関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業を4事業所に委託して実施した。 相談対応延べ件数 年3,173件 (うち就労相談202件、不安解消1,070件) ○3月30日(木)に「みんな、いっしょに!! アルフォーレマルシェ2017」を柏崎市文化会館アルフォーレにて開催 来場者計1,200人 ※障害福祉事業所等の活動紹介及び物品販売、利用者の作品展示などを行った。 ○サービス等利用計画等の作成を進めた(H29年3月末の導入達成率:計画相談100%、障害児相談100%)。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・就労や不安解消等に関する相談を受け、障害児者の自立に向けた情報提供や助言等を相談支援事業所が行った。 【課題】 ・相談支援事業所の周知と利用の促進を図る必要がある。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・委託の相談支援事業所により、障害児者の自立に向けた情報提供及び助言等を行う。 ・指定特定相談支援事業所等により、サービス等利用計画等導入児者に対し、関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行う。 | 継続 | 福祉課 |
| 61 | 9 困難を抱える人への自立支援 | 23 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 | 48 障害のある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・地域における認知症に対する正しい理解の推進による見守り体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・全地域包括支援センターにおいて、地域の啓発活動に取り組む。 ・周囲の見守りポイントについては、認知症ガイドブックを活用し、具体的に説明する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの重点活動とした。 【認知症サポーター養成講座時の啓発】 ・14回 325人 ・講座の受講者が(男女比率)男性1:女性3。 | <ul style="list-style-type: none"> 【配慮した内容】 ・認知症サポーター養成講座実施に、認知症ガイドブックに記載されている消費者被害防止の内容を説明することで、啓発の機会を増やした。 【課題】 ・集合住宅等における単身高齢者の見守り体制の構築。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ○企業に対して、認知症サポーター養成講座を実施することにより、日常生活に密着した見守り支援体制の構築をめざす。 ・高齢者見守り協定締結の企業等に対して、講座を実施する。 | 継続 | 介護高齢課 |